年金ミニ知識

問い合わせ先 戸籍年金係 **17**76-2151 内線 222、223

▼厚生年金保険を喪失した方へ

厚生年金保険に加入している被保険者が会社 等を退職した時には、国民年金に加入する手続 きが必要です。

また、被保険者の扶養配偶者も手続きが必要になります。

手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ①退職年月日がわかるもの (離職票等)
- ②マイナンバーカード・年金手帳

国民年金保険料の免除申請を希望される方は、 離職票または雇用保険受給資格者証等が必要に なります。

届出先: 役場戸籍年金係

▼付加保険料制度について

国民年金の保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込みが必要です。申込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

届出先: 役場戸籍年金係または

北見年金事務所(北見市高砂町2-21)

20157-25-9635

知ってますか? 道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、苦情審査委 員に申立てができます。

皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題がある ときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

苦情申立について

- ①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各 総合振興局の総務課。
- ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
- ③道のホームページからも申立書をダウンロードできます。トップページ「総合案内」の<u>道政相談等の窓口</u>
 ⇒「2苦情審査委員の窓口」の<u>道政に関する苦情申立</u>
 ては、北海道苦情審査委員へ⇒4苦情申立てについて
- ④申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、 提出してください。また、郵送、ファックス、メール でも申立てができます。

問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎ 011 - 204 - 5523 (直通)

FAX 011 - 241 - 8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

地方創生の一つ!

地域おこし協力隊ってな~に? 特集

~現在インターネットで公開中、町のHPをご覧ください~

総務省が平成24年(2012年)から始めた「地域おこし協力隊」の取

り組み。 町を活性化させるために、津別町では平成25年(2013年)から隊員が着任し、現在は6名が町内の 各所で活躍しています。今年、都市部から移住してきた新人隊員さんの活動の様子とその思い。そして、三 年間の任期を終えた元協力隊員の今に迫ります!



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

職員がレポー 《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 **☎**76-2151 (内線243)

津別町農地賃借料を公表します

津別町における平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。 (単位:円/10a当たり)

地区区分	地 区	平均額	最高額	最低額	データ数
1	東岡	6,000	6,000	6,000	1
2	活汲・岩富・達美	7,600	9,800	5,000	8
3	最上	5,000	5,000	5,000	1
4	高台・豊永	7,000	7,000	7,000	5
(5)	美都・上里	7,000	7,000	7,000	3
6	共和	6,800	9,000	4,000	9
7	恩根・栄・双葉	_	_	_	0
8	沼沢・本岐・木樋・二又	4,500	6,000	2,300	4
9	大昭・布川・相生	6,100	7,000	6,000	8
	(参考)津別町平均額	6,700			39

- ・データ数は、集計に用いた件数です。
- ・金額は、算出結果 を四捨五入し、 100円単位として います。
- ・(参考) 津別町平均 額は、集計に用い た全賃借料データ の平均です。

問い合わせ先

農業委員会事務局 **西**76-2151

緑永福祉寮の入寮者を募集します

入:	寮 · 入居 格	 ○津別町に住所を有し、65歳以上の方 ○住宅環境が悪く、生活が困難な方 ○身のまわりのことを自分でできる健康な方 ○福祉寮の決められた規則を守れる方(寮内禁煙) ※入居資格に満たないと判断した場合は、定員内でも入居をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。 				
戸	数	1室 約25 m ²	入居開始時期	令和2年8月中(予定)		
概	要	 ○所在地 津別町字緑町2番地17 ○使用料(住宅費、食費、燃料費等を含む) ・夏季 36,000円(4月~10月) ・冬季 43,900円(11月~3月) ※夫婦で居住する場合は上記使用料に食費相当額が加算されます。 				
注	意事項	入居決定時に健康診断書を提出していただきます。 ※健康診断書の作成にかかる費用についてはご自身でご負担していただきます。				

福祉寮の入寮申込の際は、<u>印鑑</u>をご持参のうえ、役場の保健福祉課福祉係(11番窓口)までご来庁ください。 また、申請に合わせ、現在の身体状況等の聞き取りを行います。

申込期限 令和2年7月17日(金)午後5時15分まで ※定員に満たない場合は随時受付します。

申込・問い合わせ先 保健福祉課 福祉係(11番窓口) **☎**76−2151(内線277)

広報つべつ 2020年7月号

ターに挑戦